

論点 1：養子縁組里親への働きかけ（二重登録）【短期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：未委託の養子縁組里親登録家庭への委託促進

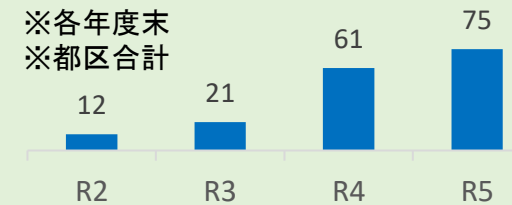
【現状】

- ・ 養子縁組里親と養育家庭（短期）の二重登録を運用
- ・ 令和 6 年 6 月、長期の委託も可能とする制度に変更
- ・ 養子縁組里親登録希望者には二重登録について説明しているが、積極的な登録には至っていない

【課題】

- ・ 特別養子縁組の候補児童は限られるため、マッチングに至らない家庭が多く存在
- ・ 低年齢児を希望する家庭が多く、高年齢児のマッチングが進まない
- ・ 成人までの期間を考慮し、高齢夫婦へのマッチングは限定的
- ・ 特別養子縁組は、実親の同意が得にくい

【参考】二重登録家庭数の推移



2. 具体的な論点案

- ・ 養子縁組里親希望者に対して、登録時に**二重登録を基本として推奨（説明）**してはどうか
- ・ 養子縁組里親登録者に対しては、**夫婦共に一定の年齢になったら原則二重登録、養育家庭への切り替えを促す仕組み**としてはどうか
- ・ **高齢となった二重登録の養子縁組里親には、希望年齢の拡大を積極的に働きかけてはどうか**
- ・ 一方、二重登録に当たっては、**特別養子縁組と養育家庭の制度・目的の違いについて、理解を深められるよう、説明・研修をしっかりと行う必要があるのではないか**
- ・ 特別養子縁組の同意が得られないケースなどについて、特別養子縁組に比べて**実親との交流を含め柔軟な運用がしやすい養育家庭制度を積極的に活用**していくべきではないか

【参考】養子縁組里親委託時の里親及び児童の年齢（都分のみ、R5年度末時点）

	夫婦共に 40歳未満	40歳未満と 40歳以上	夫婦共に 40歳代	50歳未満と 50歳以上	夫婦共に 50歳以上	計
1歳未満	8	5	7	1		21
1歳	1	1	5	1		8
2歳			2	1		3
3歳			1	1		2
4歳				1		1
5歳				1		1
6歳			1		1	2
計	9	6	16	6	1	38

【参考】養育家庭と特別養子縁組について

○養育家庭（里親）

保護者のいない又は保護者に監護させることが不適当な児童の養育を、児童福祉法に基づき一定期間里親に委託する制度

○特別養子縁組

養子となる児童の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ、永続的解決（パーマネンシー保障）としての制度で、家庭裁判所の決定により成立

養育家庭		特別養子縁組
実の親子関係にはならない （児童福祉法による委託）	親子関係	実の親子関係になる（民法による縁組） （実父母との親族関係は終了し、扶養・相続関係はなくなる）
<行政> 児童相談所	実施機関	<行政> 児童相談所 <民間> 民間養子縁組あっせん機関
0歳～18歳未満 （措置延長の場合、20歳未満）	児童の年齢	原則15歳未満 ※令和2年民法改正により原則6歳未満から引き上げ
委託期間は児童の状況等により設定 委託解除により養育期間は終了する	養育の期限	実の親子関係となるため、養育の期限はない 離縁は養子の利益のため特に必要があるときのみ （養親からの請求不可）
里親委託による戸籍上の変更はなし （児童によっては、委託期間中の通称として里親の氏を使用する場合がある）	児童の戸籍	縁組成立後は、父母の氏名として養親の名前が記載され、実親の名前は記載されない （続柄は「長男」「長女」等と記載） （ただし書に「民法817条の2による裁判確定」と記載）

○普通養子縁組

戸籍上において養親と共に実親が併記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式

論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用【短期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：親族等による家庭養育の推進

【現状】

- ・親族里親の要件（共通要件以外） ※扶養義務のない親族（おじ・おば等）は養育家庭（親族）
 - 委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族（祖父母等）であること
 - 両親その他監護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったこと
 - 親族里親制度によらない場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難
- ・都における要件について、平成28年期（平成29年～30年）の児福審専門部会で審議
 - 世帯の最も収入額が高い者の所得限度額を規定（児童扶養手当の所得制限限度額で設定）

扶養親族 等人数	収入額	所得額
0人	約373万円	236万円
1人	約420万円	274万円
2人	約468万円	312万円
3人	約515万円	350万円
4人	約563万円	388万円
5人	約610万円	426万円

【課題】

- ・児童相談所のケースワークの中で、親族里親等の制度の活用について十分に検討されていない（祖父母等が養育する中で、生活困窮の相談を入口として制度に繋がるケースが大半）
- ・要件が厳しく、活用しづらい

論点2 親族里親・養育家庭（親族）制度等の積極活用【短期】

2. 具体的な論点案

- ・代替養育が必要な場合、**親族による養育を優先的に検討**するべきではないか
- ・扶養義務に従い親族が養育を行う場合でも、**行政が継続的に関わった方が、実親との関係等で、より適切な養育が期待できる場合**もあるのではないか
- ・「死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態」の要件の再検討又は国への要望が必要か
- ・**親族里親の収入要件の緩和を検討**し、親族里親制度を活用しやすいようにしてはどうか
その場合も、「経済的に困窮」の考え方は残るため、**扶養義務を踏まえた考え方の整理又は国への要望**が必要か
- ・一方、制度の活用に当たっては、単なる経済的支援ではなく、**親族の理解を促進するとともに、児童相談所が継続的に関与**することが必要ではないか
- ・親族に限らず、**知人や地域の関係者を養育家庭として委託**することについて、児童の最善の利益の観点からどう考えるか

論点3 フレンドホーム制度の積極活用【短期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：短期間の家庭生活体験による、児童・家庭双方への養育家庭制度の理解促進・普及

【現状】

- ・施設在籍児童を対象に、週末・祝祭日・夏休み・冬休みなど学校の休業期間などを活用して、数日間一般家庭での生活を体験
- ・児童の健全な育成に寄与することとあわせて、社会的養護への理解をフレンドホームに促し、養育家庭制度の普及に寄与
- ・各施設で申込み、施設長が認めた場合に登録、施設長が対象児童に引き合わせ、交流を開始
- ・他府県では「週末里親」「季節里親」等の名称で実施されており、申込先を1か所に集約している例もある

【課題】

- ・通常の里親委託では、短期間の委託のために措置変更や一時保護委託の決定を行うのは煩雑
- ・各施設では、ケアニーズの高い児童の増加により、候補児童の推薦には慎重に対応
- ・フレンドホーム制度は、各施設で対応しており、養育家庭制度とは連動していない
- ・謝礼金の額は、平成15年度の制度開始時から変わっていない（1日当たり2,300円）

【参考】フレンドホーム登録数（12月末現在）※都全域

	R2	R3	R4	R5
登録家庭数	426	423	414	419

【参考】フレンドホーム実績（延べ利用日数）※都分のみ

	R2	R3	R4	R5
延べ利用日数	861	739	1,172	1,307

論点3 フレンドホーム制度の積極活用【短期】

2. 具体的な論点案

- ・ 児童本人が養育家庭で生活するイメージが持てるように、また、児童相談所や施設も措置変更の判断材料となるよう、**1日、週末等を単位とした短期間の委託**を積極的に実施するために、フレンドホーム制度を積極的に活用してはどうか
- ・ 週末等の試行的委託、短期の交流の促進のため、**養育家庭登録者にフレンドホームへの登録を促進**してはどうか
- ・ **養育家庭登録者のフレンドホームとしての活動状況を施設・児童相談所間で共有**できないか
- ・ **フォスタリング機関が何らかの関与**を行う仕組みとしてはどうか
第三者がフォローに入ることで、施設とフレンドホームがお互いに安心できる体制を構築できないか
- ・ フレンドホームから里親等委託につながる場合であっても、里親の希望を優先するのではなく児童の最善の利益が判断基準となるよう、手続きを省略せず、**マッチングのプロセスを確保することが重要**ではないか
- ・ 里親等委託の措置費を参考に、**フレンドホーム謝礼金を見直し負担を軽減**することで、交流を促進できないか
- ・ **施設において、フレンドホーム制度を積極的に活用**するために何が必要か
(施設側の意見も確認が必要)

論点4 施設から里親等への措置変更を後押しする仕組み【短期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：児童の年齢に応じた里親等委託の推進

【現状】

- ・特に学童期以降の里親等委託率は低く、児童養護施設入所後の措置変更が進んでいない
- ・国は、施設への新規の里親支援専門相談員の配置（新規の加算認定）を認めていない

【課題】

- ・養育家庭等への措置変更のためのアセスメントが不十分
- ・施設入所児童は毎年自立支援計画の見直しを行っているが、里親等委託の検討が可能な児童について、具体的な検討が進んでいないことが多い
- ・措置変更後も施設が継続的に関わる仕組みがなければ、支援が分断され、喪失感に繋がる
- ・児童本人や親権者には、養育家庭での生活に対する具体的なイメージがなく、同意を得にくい

2. 具体的な論点案

- ・家庭復帰の見通しが立たない児童は、積極的に里親等委託を検討することを前提として、施設・児童相談所間で方針を共有するべきではないか
- ・乳幼児については、家庭復帰以外は養育家庭等への措置変更を原則とするべきではないか
- ・学齢期以降については、措置変更が必ずしも最善の利益にならない場合も考えられるため、タイミングや児童の意向も十分に考慮されるべきではないか
- ・児童や親権者等に里親制度の具体例や効果を説明するため、どのような工夫や配慮が必要か
- ・施設において、在籍児童の里親等委託の推進や在籍していた児童の委託先里親等への支援を行うために何が必要か（施設側の意見も確認が必要）

論点5：大都市特性に合わせた制度運営【中長期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：適切な養育環境の確保

【現状】

- ・都における養育家庭の養育環境について、平成28年期の児福審専門部会で審議、基準を設定
 - 面積：「住生活基本計画（全国計画）」（国交省）に定める「最低居住面積水準」による
 - 居室数：東京都が必要と考える目安
- ・ファミリーホームについては、以下の基準を設定
 - 4室24畳以上の居室を有すること
 - 居室1人当たり3畳（4.95㎡）以上が望ましい（最低基準2畳（3.3㎡））
- ・必要な環境を整備するための支援を実施
 - 改修等の整備費補助制度（里親：上限100万円、FH：上限800万円、いずれも1回限り）
 - ファミリーホームは、賃借料実費が措置費の対象

【課題】

- ・大都市の住宅事情
- ・「最低居住面積水準」の世帯人数が4人を超える場合の取扱い

2. 具体的な論点案

- ・面積は、「最低居住面積水準」に準拠するべきではないか
- ・居室数は、あくまで目安であり、今後も児童の年齢・性別等に応じて適切に運用するべきではないか
- ・適切な養育環境を整えるための施策として何が必要か

【参考】「住生活基本計画（全国計画）」より最低居住面積水準（抜粋）

2人以上の世帯 $10\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{ m}^2$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

2 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

【参考】「東京都里親登録基準解説」より

1 面積（住戸専用面積・壁芯）は、以下のとおりとする。

$10\text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{ m}^2$

※ 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。

※ 世帯人数には、児童の委託を想定し、10歳以上の児童を1名加えること。

2 必要居室数の目安（LDK除く）は、以下のとおりとする。

大人 → 人数 $\times$ 0.5室（少数点以下切り上げ）

子供 → 6歳以上の子供の人数 $\times$ 1室

※ 上記の式により算出される居室数は目安であり、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や、家族構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれる場合はこの限りではない。

<具体例>

世帯人数	世帯構成員内訳 ＜面積水準算出時の値＞					最低居住面積水準 （LDK等含む全体面積）		（参考） 必要居室数の 目安 （LDK除く）
	大人 ＜1.0人＞	10歳以上 の子供 ＜1.0人＞	6歳以上 10歳未満 ＜0.75人＞	3歳以上 6歳未満 ＜0.5人＞	3歳未満 ＜0.25人＞	m^2	（参考） 畳 1畳＝1.65 m^2	
2	1	1				30	18.2	2室
3	1	2				40	24.2	3室
3	1	1	1			37.5	22.7	3室
3	1	1		1		35	21.2	2室
3	1	1			1	32.5	19.7	2室
3	2	1				40	24.2	2室
4	2	2				50	30.3	3室
4	2	1	1			47.5	28.8	3室
4	2	1		1		45	27.3	2室
4	2	1			1	42.5	25.8	2室
5	2	1	2			55	33.3	4室
5	2	1	1	1		52.5	31.8	3室
5	2	1	1		1	50	30.3	3室
5	2	1		2		50	30.3	2室
5	2	1		1	1	47.5	28.8	2室
5	2	1			2	45	27.3	2室

論点6 ファミリーホームの設置促進【中長期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：ファミリーホームの設置促進による里親等委託率の向上

【現状】

- ・ファミリーホーム（FH）は、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念（グループホーム（GH）との違い）
- ・職員配置の要件は以下のとおり
 - 養育者2名（夫婦）＋補助者1名以上
 - 養育にふさわしい家庭環境が確保される場合、養育者1名＋補助者2名以上とすることができる
- ・養育者は、当該FHに生活の本拠を置き、養育家庭として登録
 - ①里親型（養育家庭移行型）・・・養育家庭として一定の養育経験が必要
 - ②施設職員型・・・児童養護施設等職員経験者（3年以上）が独立
 - ③法人型・・・施設を設置する法人等が、その職員を養育者・補助者として行う
（人事異動が想定されていないことが望ましい）

【課題】

- ・夫婦であることは必須の要件ではないが、養育者1名（＋補助者2名）のFHの実例は限定的
- ・法人としては、GHに比べて人事配置等の運営が硬直化
- ・職員にとって、公・私両面で社会的養護と関わることによる負担が大きい

論点6 ファミリーホームの設置促進【中長期】

2. 具体的な論点案

- ・施設を設置する**社会福祉法人等と連携した法人型FHの設置を推進**してはどうか
その際、退職等の**やむを得ない事情に備えた人事異動**は、あらかじめ想定して対応できる体制を整備しておくべきではないか
- ・「委託児童の養育にふさわしい家庭環境」の定義を明確化し、**養育者1名（補助者2名以上）の法人型FH設置を促進**してはどうか
 - 晩婚化、結婚しない選択肢など、**時代に合った要件**が必要ではないか
 - 法人型FH設置のための養育家庭登録については、**単身者の登録を積極的に運用**してはどうか
（法人・施設によるバックアップ体制の整備を要件としてはどうか）
- ・**養育者を職員として確保・育成し、バックアップ**（レスパイトや補助職員の派遣等）を行う
法人・施設側の体制整備も必要ではないか
 - 法人にとって、**GHよりも法人型FHの運営の方が上回るメリット**が必要ではないか
 - 開設に向けた**職員の確保・育成**をどのように進めたらよいか
- ・里親（養育家庭）やGHと比較した場合、**FHの定員規模**についてどう考えるか

【参考】ファミリーホームの形態について

※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。(それ以外は補助者)

※養育者2名(配偶者)＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

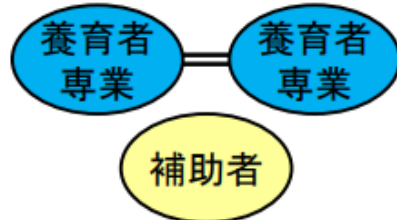
※措置費は、常勤1名分＋非常勤2名分(児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い)

自営型

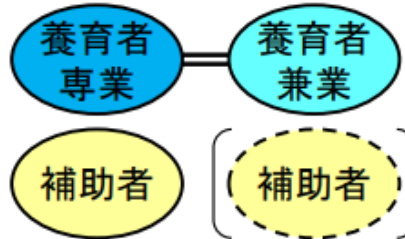
①養育里親の経験者が行うもの

②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの

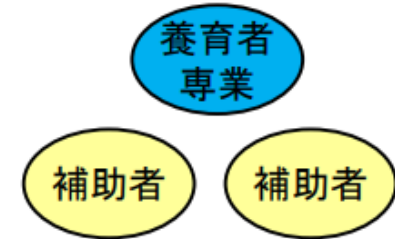
夫婦で小規模住居型児童養育事業
を行う場合(いずれも専業)
補助者1名を非常勤で雇用



夫婦で小規模住居型児童養育事業
を行う場合(一方が他の仕事と兼業)
補助者1～2名を非常勤で雇用



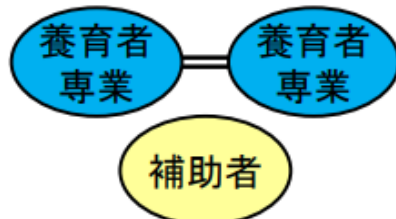
単身で小規模住居型児童養育事業
を行う場合
補助者2名を非常勤で雇用



法人型

③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの

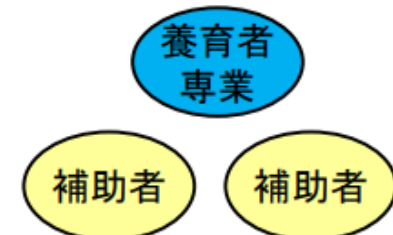
法人が夫婦を雇用して養育者として
事業を行う住居に住ませる場合
補助者1名を非常勤で雇用



法人が養育者を雇用して事業を行う
住居に住ませる場合(養育者の
配偶者は同居人)
補助者2名を非常勤で雇用



法人が単身の養育者を雇用して
事業を行う住居に住ませる場合
補助者2名を非常勤で雇用



【参考】里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

	里親	ファミリーホーム	グループホーム	
			地域小規模 児童養護施設	小規模グループケア の分園型
形態	家庭養護（養育者の家庭に迎え入れて養育を行う）		施設養護（施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする）	
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業 （個人又は法人）	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部（法人形態）	
措置児童数	1～4名	定員5～6名	定員4～6名	定員4～6名
養育の体制	里親 （夫婦又は単身）	養育者2名（夫婦） ＋補助者1名以上 養育にふさわしい家庭環境が確保される場合、 養育者1名 ＋補助者2名以上	常勤2名 ＋非常勤1名 ＋小規模かつ地域分散化加算の 常勤最大3名 （定員6名の場合）	児童数に応じた 4：1等の配置 ＋小規模ケア加算の 常勤1名 ＋小規模かつ地域分散化加算の 常勤最大3名 （定員6名の場合） ＋管理宿直等加算の 非常勤1名分
措置費	里親手当 90,000円 （児童1人当たり）	上記の人件費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定（現員払い）	上記の人件費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定（定員払い）	
		賃借による場合は実費を措置費で算定		
	児童の一般生活費（約5万8千円）、各種の教育費、支度費等は、共通			

論点7：ファミリーホームへの費用支弁と応諾義務【中長期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：養育者の負担に応じた費用支弁によるファミリーホームの設置促進

【現状】

- ・措置費上は、常勤1名分＋非常勤2名分の人件費（定員6名の場合）
- ・委託児童数に応じた事務費を算定（現員払い）
- ・一般生活費・教育費・支度費等の単価の考え方はGHと共通

【課題】

- ・職員配置要件と措置費水準の考え方の不一致
- ・定員（暫定定員）払いの施設・GHと比較して、FHは現員払いのため経営上不利

2. 具体的な論点案

- ・職員配置と措置費水準の関係をどう考えるべきか
- ・FHでケアニーズの高い児童を積極的に受け入れることについて、措置費算定上どう考えるか
- ・心理療法等の専門的支援について、施設や他機関との連携又は職員としての配置が必要か
- ・都があらかじめ指定したFHに対し、定員に空きがあり、正当な理由（性別等の要件）がない限り、措置委託又は一時保護委託を必ず受け入れることを条件とした措置費の支払い方を検討してはどうか

【参考】児童福祉法第34条の7

障害者等相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第26条第1項第2号、第27条第1項第2号若しくは第3号又は第33条の6第1項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

【参考】ファミリーホームの措置費について（支弁額の例）

- ・ 設置の形態 法人型
- ・ 職員体制 養育者 2 名（常勤）、補助者 3 名（常勤 2，非常勤 1）
- ・ 受託児童 5 名（高校生 3，中学生 1，幼児 1）
- ・ ホーム建物 賃貸物件

※人員配置による加算等を最大限に活用した例

	単価	人数	支弁額	
経常事務費	212,990	5	1,064,950	【都加算】区部
民間施設給与等改善費	38,338	5	191,690	
職員の増配置加算	706,746	—	649,588	【都単】法人型のみ
学習指導加算	8,290	1	8,290	
賃借費加算	実費	—	495,000	賃借料の実費
ファミリーホーム管理費	109,000	—	0	【都単】
処遇改善加算（Ⅰ）	6,080	2	12,160	
処遇改善加算（Ⅴ）	6,080	1	6,080	
社会的養護従事者処遇改善加算	10,950	2	21,900	
個別対応職員加算（Ⅰ）	627,820	—	627,820	
民改費（個別対応職員分）	113,007	—	113,007	
事務費 計			3,190,485	

	単価	人数	支弁額	
一般生活費（乳児以外）	58,040	5	290,200	【都加算】
生活指導訓練費（未就学児）	1,100	1	1,100	【都単】
生活指導訓練費（中学生）	2,700	1	2,700	【都単】
生活指導訓練費（高校生）	5,400	3	16,200	【都単】
学校教育費（中学生）	11,780	1	11,780	【都加算】
特別育成費（公立高 1）	28,330	2	56,660	実費（上限あり）
特別育成費（私立高 2）	39,540	1	39,540	実費（上限あり）
冷暖房費	870	5	4,350	
冬期暖房費	2,380	6	14,280	【都単】定員払い
事業費計			436,810	

※そのほか通学交通費、学習塾代、教材費、防災対策費等の実費支弁経費あり

合計（月額）	3,627,295
--------	-----------

論点 8：里親への費用支弁と応諾義務【中長期】

1. 現状の取組・課題

検討の視点：養育者の負担に応じた費用支弁による里親等委託の推進

【現状】

- ・措置費のうち一般生活費については、東京の物価水準等を鑑みて国基準に対して都独自に加算
- ・一時保護需要に応じていくため、一時保護所入所や児童養護施設への一時保護委託以外の取組も重要であり、通学が必要な児童や、アセスメントが終了し行動観察が必要ではない児童など、養育家庭への一時保護委託の方が適している児童も存在

【課題】

- ・都加算を加えた支弁総額は、令和2年度以降同額（令和7年度は別途、物価高騰対策を実施）
- ・養育家庭への一時保護委託が適当な児童について、養育家庭側の受け入れ（準備）体制から、受け入れ困難な状況が存在

2. 具体的な論点案

- ・近年の物価高騰に応じた措置費水準とするべきではないか
- ・里親登録者の中から、**一時保護委託を常時受け入れられる里親を選定し、定額を支弁する**他自治体の取組について、一時保護委託の需要動向も踏まえて、どう考えるか

【参考】里親の措置費について（支弁額の例）

	養育家庭				専門養育家庭	養子縁組	親族里親
	3歳	小3	中1	高3 (私立)	小6	0歳	高1 (公立)
里親手当	90,000	90,000	90,000	90,000	141,000	—	—
一般生活費	58,310	58,310	58,310	58,310	58,310	66,050	58,310
冷暖房費	870	870	870	870	870	870	870
学校教育費	—	8,560	11,780	—	8,560	—	—
学習指導費加算	—	8,290	8,290	—	8,290	—	—
特別育成費（上限）	—	—	—	39,540	—	—	28,330
生活指導訓練費	1,100	1,400	2,700	5,400	1,500	1,100	5,400
計（月額）	150,280	167,430	171,950	194,120	218,530	68,020	92,910

- ・ 上記の他、里親からの請求により支弁される項目あり（通学交通費、学習塾、教材費、その他）
- ・ 親族里親及び養子縁組里親は、里親手当は支弁対象外
（「養育家庭（親族）」（扶養義務のない親族が里親となる場合）は、里親手当も支弁対象）
- ・ 別途、R7.4～R7.9 物価高騰対策を実施（最大3,633円／月額）